

※この法令は廃止されていません。

平成三十年内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号

生産性向上特別措置法施行規則

生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）及び生産性向上特別措置法施行令（平成三十年政令第八十一号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、生産性向上特別措置法施行規則を次のように定める。

第一章 総則（第一条）

第一節 革新的事業活動の促進

第二章 革新的事業活動の促進（第二条―第九）

第三章 雑則（第二十条―第二十二）

附則

第一章 総則

（用語の定義）

第一条 この命令において使用する用語は、生産性向上特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二章 革新的事業活動の促進

第一節 新技術等実証の促進

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）

第二条 法第九条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書（次項及び第三項において「要望書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

4 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第二による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第三により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

5 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、第三項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

6 法第九条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第三項に規定する期間内に同項の意見を求めることができないうこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を求めるまでの間又は通知書を交付するまでの理由を当該求めをした者及び革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

（解釈及び適用の確認に係る手続）

第三条 法第十条第一項の規定により新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めるときは、当該新技術等関係規定の内容その他の事項を記載した様式第五による照会書（次項及び第三項において「照会書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第十条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、照会書を受理した日から原則として一月以内に、当該求めに係る解釈及び適用の有無並びにその理由について記載した様式第六による回答書を当該求めをした者に交付するものとする。

4 法第十条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、前項に規定する期間内に同項の回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

（新技術等実証計画の認定の申請）

第四条 法第十一条第一項の規定により新技術等実証計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2 申請者が法第十六条第一項に規定する新技術等実証関連保証又は法第十八条の規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて新技術等実証の実施に必要な資金を調達しようとする場合においては、申請書に当該新技術等実証計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。

3 主務大臣は、申請書及び前項の書類のほか、新技術等実証計画が法第十一条第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（新技術等実証計画の認定）

第五条 主務大臣は、法第十一条第一項の規定により新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月

以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

2 法第十一条第一項の規定による新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、前項の新技術等実証計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

3 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を当該申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

（認定証の交付等）

第六条 法第十二条第一項の認定証の様式は、様式第十のとおりとする。

2 法第十二条第四項の規定による報告は、様式第十一により行わなければならない。

3 認定新技術等実証実施者は、法第十三条第一項の規定による新技術等実証計画の変更をしようとする場合又は同条第二項若しくは第三項の規定による認定新技術等実証計画の認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、主務大臣に認定新技術等実証計画に係る認定証を返納しなければならない。

4 認定新技術等実証実施者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、当該認定証に記載された新技術等実証の実施期間内に限り、様式第十二による申請書を主務大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定新技術等実証実施者は、申請書に当該認定証を添えなければならない。

5 認定新技術等実証実施者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、

遅滞なく、主務大臣にこれを返納しなければならない。  
(認定新技術等実証計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第七條 法第十三条第一項の規定により新技術等実証計画の変更を受けようとする認定新技術等実証実施者(第五項及び第六項において「申請者」という。)は、様式第十三による申請書(以下この条において「申請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、認定新技術等実証計画の写しを添付して行わなければならない。  
3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合に、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

5 第一項の変更の認定の申請に係る新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第十三条第六項において準用する法第十四条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該新技術等実証計画の変更の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第十三条第六項において準用する法第十二条第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をする旨を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

6 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十四による通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をしない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第十五により、当該認定の日付、当該認定新技術等実証実施者の名称及び当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

8 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の変更を指示しようとするときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書類を送付し、意見を聴くものとする。  
9 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十六による通知書を当該変更の指示を受ける認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の指示の内容及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。  
10 主務大臣は、法第十三条第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定を取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該認定を取り消す旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。  
11 主務大臣は、認定新技術等実証計画の認定を取り消したときは、様式第十八により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(認定新技術等実証計画の変更の指示)  
8 主務大臣は、法第十三条第三項の規定により認定新技術等実証計画の変更を指示しようとするときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書類を送付し、意見を聴くものとする。  
9 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十六による通知書を当該変更の指示を受ける認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の指示の内容及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。  
10 主務大臣は、法第十三条第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十七による通知書を当該認定を取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。  
11 主務大臣は、認定新技術等実証計画の認定を取り消したときは、様式第十八により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。  
12 主務大臣は、認定新技術等実証計画の認定を取り消したときは、様式第十八により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

規定による独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う債務の保証を受けて革新的データ産業活用の実施に必要な資金を調達しようとする場合において、申請書に当該革新的データ産業活用計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類を添付しなければならない。  
3 主務大臣は、申請書及び前項の書類のほか、革新的データ産業活用計画が法第二十二條第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。  
4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合に、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。  
5 第一項の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の実施期間は、原則として五年を超えないものとし、当該期間を超えて事業を継続する場合にあつては、第十二條(第七項を除く)の規定に基づき新たな期間に関する革新的データ産業活用計画の変更の認定を受けなければならない。  
6 主務大臣は、前項の革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十二條第四項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該革新的データ産業活用計画に係る申請書に当該革新的データ産業活用計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該革新的データ産業活用計画

面  
の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に前項の認定書を交付するものとする。  
3 主務大臣は、前二項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。  
4 主務大臣は、第二項の委員会の意見を聴く場合において、同項の認定書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画を認定する旨を、前項の通知書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画を認定しない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。  
5 主務大臣は、第一項又は第二項の認定をしたときは、様式第二十二により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。  
一 認定の日付  
二 認定革新的データ産業活用事業者の名称  
三 認定革新的データ産業活用計画の概要  
四 個人情報保護委員会に協議をした場合にあつては、当該協議の概要  
(認定革新的データ産業活用計画の変更に係る認定の申請及び認定)  
第十二條 認定革新的データ産業活用計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第二十三條第一項の認定を要しないものとする。  
2 法第二十三條第一項の規定により革新的データ産業活用計画の変更の認定を受けようとする認定革新的データ産業活用事業者(以下この条において「申請者」という。)は、様式第二十三による申請書(以下この条において「申請書」という。)を主務大臣に提出しなければならない。  
3 前項の申請書の提出は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添付して行わなければならない。  
4 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合に、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。  
5 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、速やかに法第二十二條第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該革新的データ産業活用計画

一 タ産業活用計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（同項の規定により主務大臣が革新的事業活動評価委員会の意見を聴く場合又は同条第六項の規定により個人情報保護委員会に協議する場合を除く。）に、申請者に様式第二十四の認定書を交付するものとする。

6 主務大臣は、第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の提出を受けた場合において、法第二十二條第四項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該革新的データ産業活用計画に係る申請書に当該革新的データ産業活用計画に対する主務大臣の見解を記載した書類を添えて、革新的事業活動評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該革新的データ産業活用計画の変更の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に前項の認定書を交付するものとする。

7 第二項の変更の認定の申請に係る革新的データ産業活用計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を実施した期間を含め、原則として五年を超えないものとする。

8 主務大臣は、第五項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を申請者に交付するものとする。

9 主務大臣は、第六項の委員会の意見を聴く場合において、第五項の認定書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画の変更を認定する旨を、前項の通知書を交付するときは当該革新的データ産業活用計画の変更を認定しない旨及びその理由を、革新的事業活動評価委員会に通知するものとする。

10 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十六により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
二 認定革新的データ産業活用事業者の名称
三 認定革新的データ産業活用計画の概要
四 個人情報保護委員会に協議をした場合にあつては、当該協議の概要

第十三条 主務大臣は、法第二十三條第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の変更

を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十七による通知書を当該変更の指示を受けた認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第二十三條第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の変更を指示しようとする場合において、同項の規定により革新的事業活動評価委員会に意見を聴くときは、革新的事業活動評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

第十四条 主務大臣は、法第二十三條第二項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八による通知書を当該認定が取り消される認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第二十三條第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十八による通知書を当該認定が取り消される認定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

3 主務大臣は、法第二十三條第三項の規定により認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消そうとする場合において、同項の規定により革新的事業活動評価委員会の意見を聴くときは、革新的事業活動評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、認定革新的データ産業活用計画の認定を取り消したときは、様式第二十九による、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

- 第十五条 法第二十六條第一項の確認を受けようとする認定革新的データ産業活用事業者（第四項及び第五項において「申請者」という。）は、様式第三十による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。
2 申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
一 認定革新的データ産業活用計画の写し

二 法第二十六條第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に適合していることを説明した書類
3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、申請書を受理した場合において、速やかに法第二十六條第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該特定革新的データ産業活用に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、申請者に様式第三十一による確認書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十二による通知書を申請者に交付するものとする。

第十六条 特定革新的データ産業活用事業者は、前条第四項の規定により確認を受けた安全管理の内容を変更しようとするときは、様式第三十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の申請書の提出は、前条第四項の規定により交付された確認書の写しを添付して行わなければならない。
3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第二十六條第一項に規定するデータの安全管理に係る基準に照らしてその内容を審査し、当該変更に係るデータの安全管理が当該基準に適合することについて確認をしたときは、当該申請をした特定革新的データ産業活用事業者に様式第三十四による確認書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の確認をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十五による

る通知書を当該特定革新的データ産業活用事業者に交付するものとする。

第十七条 生産性向上特別措置法施行令（以下「政令」という。）第八条の主務省令で定める様式は、様式第三十六とする。

第十八条 法第二十六條第一項の規定により国の機関等に対するデータの提供の求めの申請（特定革新的データ産業活用事業者による国の機関又は公共機関等の保有するデータの提供を求めようとする特定革新的データ産業活用事業者は、認定革新的データ産業活用計画の写しを添えて、提供を求めようとするデータの内容及び他の事項を記載した様式第三十七による提供依頼申出書（以下この条において「申出書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に申出書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申出書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第二十六條第二項の規定によりデータを提供する主務大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、次に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

- 一 データの内容
二 データの提供の方法
三 データの提供の準備に要する期間
四 納付すべき手数料の額
五 前号の手数料を減額し、又は免除した場合において、その旨及び減額し、又は免除した額
六 その他データの提供に必要な事項

4 法第二十六條第三項の規定により通知をする主務大臣は、申出書を受理した日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

5 法第二十六條第四項の規定によりデータの提供を要請する主務大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等又は他の関係行政機関の長（その所管する公共機関等が当該データを保有する場合の当該他の関係行政機関の長

を含む。第十項から第十五項までにおいて同じ。)、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した様式第四十による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

6 法第二十六条第五項の規定により通知をする主務大臣は、申出書を受理した日から原則として二週間以内に、当該データの提供の要請を行わない旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

7 法第二十六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前四項に規定する期間内に各々の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

8 法第二十六条第六項の規定によりデータを提供する場合、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、第三項各号に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

9 法第二十六条第七項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

10 法第二十六条第八項の規定によりデータの提供を要請する関係行政機関の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、当該データを保有するその所管の公共機関等に対し、当該データの提供を要請するとともに、その旨を記載した様式第四十による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

11 法第二十六条第九項の規定により通知をする関係行政機関の長は、第五項の規定により主務大臣から要請を受けた日から原則として二週間以内に、前項の公共機関等に要請を行わない旨及びその理由を記載した様式第四十一による通知書を主務大臣に送付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

12 第五項の規定による要請を受けた関係行政機関の長は、前四項に規定する期間内に各々の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を主務大臣に通知するものとする。この場合において、主務大臣は、その通知の内容を第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

13 法第二十六条第十項の規定によりデータを提供する場合、第五項又は第十項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、第三項各号に掲げる事項を記載した様式第三十八による提供通知書を当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を主務大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

14 法第二十六条第十二項の規定により通知をする公共機関等は、第五項又は第十項の規定による要請を受けた日から原則として一月以内に、データの提供を行わない旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長に送付するものとする。この場合において、当該通知書の送付を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を主務大臣に送付するものとし、当該通知書の送付を受けた主務大臣は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

15 第五項又は第十項の規定による要請を受けた公共機関等は、前二項に規定する期間内に各々の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該要請をした主務大臣又は関係行政機関の長は、当該通知書を受けた関係行政機関の長に通知するものとする。この場合において、当該通知書を受けた関係行政機関の長は、当該通知書を当該データの提供の求めをした者に交付するものとする。

16 第三項、第八項又は第十三項の通知書の交付を受けた者は、当該通知書の交付を受けた日から原則として一月以内に、当該通知書を記載した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等に対し、当該通知書の写しを添えて、次条第一項に定める書面を提出しなければならない。前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

17 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

18 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

19 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

20 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

21 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

22 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

23 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

24 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

25 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

26 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

27 前項の書面を受理した主務大臣、関係行政機関の長又は公共機関等は、できる限り速やかに、当該書面に記載された内容に基づき、前項の者にデータを提供するものとする。

査を情報処理推進機構等に行わせた主務大臣は、速やかに当該報告の内容を情報処理推進機構等に通知するものとする。

(立入検査の証明書)

第二十二條 法第三十條の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書は、様式第四十七によるものとする。

附則

この命令は、生産性向上特別措置法の施行の日(平成三十年六月六日)から施行する。

附則 (令和元年六月二四日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附則 (令和二年三月一三日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号)

この命令は、生産性向上特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和二年三月十三日)から施行する。

附則 (令和二年二月二四日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第二号)

この命令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

附則 (令和三年六月一六日内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号)

勸告・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第一号)

(施行期日)

1 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この命令による廃止前の生産性向上特別措置法施行規則第二十二條に規定する証明書の様式については、なお従前の例による。

様式第一 (第2条関係)

Form for '様式第一 (第2条関係)' with fields for name, address, and detailed text area for the certificate of production improvement measures.



**様式第六**（第3条関係）  
新技術等実証に関する新技術等実証規定の施行等に関する申請書

年 月 日  
期  
主務大臣 長

年 月 日付付で附記した申請書のあつた部分については、下記のとおり回答します。

記

1. 新技術等実証規定の解釈及び新技術等実証に関する新技術等実証規定の適用関係並びにその理由
2. 実行規程において、新技術等実証の一部の実証が完了する場合にはその適用又は実施が停止されるための方策がある場合はその内容

(注) 本附記は、個別を定める対象となる場合（条項）を所管する立場から、関係者から提出された事実のみを記載し、関係者に訂正を依頼することはない。なお、上下関係の整理や資料の適用を名目に当該関係を利用するものではない。

**様式第七**（第4条関係）  
新技術等実証計画の認定申請書

主務大臣 長 期  
年 月 日  
期  
氏名  
代表者の氏名

生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第14条第4項の規定に基づき、下記の内容書について認定を受けたいので申請します。

記

1. 新技術等実証の内容
  - (1) 技術等実証の目的及び実施の目的
  - (2) 認定申請書第1項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (3) 認定申請書第2項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (4) 認定申請書第3項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (5) 認定申請書第4項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (6) 認定申請書第5項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (7) 認定申請書第6項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (8) 認定申請書第7項に規定する事項の内容及びその実施方法
  - (9) その他
2. 主務大臣の取組に際し、必要な措置を講ずるよう努めること
3. 費用の大きさは、日本国通貨単位Aとする。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目的
  - (1) 認定申請書の目的は、新技術等実証を行うことによる認定申請書の提出による生産性向上特別措置法の効果の発揮にあり、認定申請書の目的は、認定申請書の目的に規定する。
2. 新技術等実証の内容
  - (1) 「1.2」には、実施計画に必要と認められる事項について記載する。
  - (2) 「1.2」には、新技術等実証の進捗状況及び認定申請書の提出に関する事項について、認定申請書の提出に関する事項について記載する。認定申請書の提出に関する事項については、認定申請書の提出に関する事項について記載する。
  - (3) 認定申請書の提出に関する事項については、認定申請書の提出に関する事項について記載する。
  - (4) 認定申請書の提出に関する事項については、認定申請書の提出に関する事項について記載する。

(注) 認定申請書の提出に関する事項については、認定申請書の提出に関する事項について記載する。

**様式第八**（第5条関係）  
新技術等実証計画の不認定理由書

年 月 日  
期  
主務大臣 長

年 月 日付付で認定申請書のあつた新技術等実証計画については、下記の内容により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
2. 事後的審査活動審査委員会からの意見の概要

(備考)

費用の大きさは、日本国通貨単位Aとする。

(記載要領)

生産性向上特別措置法第14条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

とする場合には、輸入又は輸出税を申しつけ、その後も変更する。

(3) 国庫に課税の負担を及ぼすこととなる場合には、その負担を、課税の負担については輸入税の課税負担を申しつけ記載する。

3. 国庫の負担を規定している特別法に規定する事項がある場合は、国庫の負担については、国庫の負担を規定する。

4. 国庫の負担を規定する事項がある場合は、国庫の負担を規定する。

5. 国庫の負担を規定する事項がある場合は、国庫の負担を規定する。

6. 国庫の負担を規定する事項がある場合は、国庫の負担を規定する。

7. 国庫の負担を規定する事項がある場合は、国庫の負担を規定する。

8. 国庫の負担を規定する事項がある場合は、国庫の負担を規定する。

9. 国庫の負担を規定する事項がある場合は、国庫の負担を規定する。

様式第九 (第5条関係)

**様式第九** (第5条関係) 認定新技術等事業計画の内容の公表

年 月 日  
主務大臣 氏 名

第 月 日付付で認定申請のあった新技術等事業計画は、次に掲げる事項のうち所定の方法 (以下「法」という。) 第1条第4項各号のいずれにも適合することが認められた。

1. 当該新技術等事業計画が事業的効果顕著な計画及び基本方針に照らし適切であること。  
2. 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容が、当該認定に係る新技術等事業計画の内容  
(1) 新技術等事業計画の概要  
(2) 当該新技術等事業計画の概要  
(3) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(4) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(5) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(6) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(7) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(8) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容

(備考)  
4. 認定新技術等事業計画の内容は、認定新技術等事業実施要項の募集上の募集上の募集に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十 (第6条関係)

**様式第十** (第6条関係) 新技術等事業計画の認定証

年 月 日  
主務大臣 氏 名

第 月 日付付で認定申請のあった新技術等事業計画は、次に掲げる事項のうち所定の方法 (以下「法」という。) 第1条第4項各号のいずれにも適合することが認められた。

1. 当該新技術等事業計画が事業的効果顕著な計画及び基本方針に照らし適切であること。  
2. 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容が、当該認定に係る新技術等事業計画の内容  
(1) 新技術等事業計画の概要  
(2) 当該新技術等事業計画の概要  
(3) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(4) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(5) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(6) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(7) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(8) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容

そのため、法第1条第4項の規定により当該新技術等事業計画を認定します。

第 月 日付付で認定申請のあった新技術等事業計画は、次に掲げる事項のうち所定の方法 (以下「法」という。) 第1条第4項各号のいずれにも適合することが認められた。

1. 認定の申請  
2. 認定新技術等事業実施要項の募集又は募集及び採択決定に照らし、その代表者の氏名  
3. 当該認定に係る新技術等事業計画の内容  
(1) 新技術等事業計画の概要  
(2) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(3) 当該新技術等事業計画に定める新技術等事業 (法第1条第3項第4号に規定する事業) の内容  
(4) 当該認定に係る新技術等事業計画の概要

(備考)  
1. 目的の大きさ、日本産業競争力向上に資する。  
2. 認定新技術等事業計画の認定に照らし適切である。

様式第十一 (第6条関係)

**様式第十一** (第6条関係) 参加者等の同意の取得が認められる

年 月 日  
主務大臣 氏 名  
代表者の氏名

第 月 日付付で認定申請のあった新技術等事業計画は、次に掲げる事項のうち所定の方法 (以下「法」という。) 第1条第4項各号のいずれにも適合することが認められた。

1. 同意を得た参加者等  
2. 同意の取得方法

(備考)  
目的の大きさ、日本産業競争力向上に資する。

様式第十二 (第6条関係)

**様式第十二** (第6条関係) 新技術等事業計画の認定証の再交付申請書

年 月 日  
主務大臣 氏 名  
代表者の氏名

第 月 日付付で認定申請のあった新技術等事業計画は、次に掲げる事項のうち所定の方法 (以下「法」という。) 第1条第4項各号のいずれにも適合することが認められた。

1. 代表者等の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス  
2. 申請の理由

(備考)  
目的の大きさ、日本産業競争力向上に資する。



**様式第十三**（第7条関係） 認定新技術等実証計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 殿

在 席  
氏 名  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた新技術等実証計画について下記のとおり変更したいので、左記特例措置法第13条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項  
2. 変更事項の内容

【備考】  
1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。  
2. 用紙の欠き方は、日本産業界第A4とする。

【記載事項】  
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

**様式第十四**（第7条関係） 認定新技術等実証計画の変更不認定申請書

年 月 日

主務大臣 殿

年 月 日付で認定を受けた新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由  
2. 認定新技術等実証計画委員会からの意見の概要

【備考】  
用紙の欠き方は、日本産業界第A4とする。

【記載事項】  
不認定理由の特例措置法第11条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

**様式第十五**（第7条関係） 変更後の認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
2. 変更後の認定新技術等実証計画者の名称  
3. 変更後の認定新技術等実証計画の目的  
4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容  
（1）新技術等実証計画の実証期間の概要  
（2）左記特例措置法（以下「法」という。）第2条第1号に規定する範囲の内容及びその概要  
（3）当該認定新技術等実証計画に該当する内容の内容及びその概要並びに、変更後の認定新技術等実証計画の実証期間及び実施事項

【記載事項】  
「4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容」等、認定新技術等実証計画者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

**様式第十六**（第8条関係） 認定新技術等実証計画の変更指示の通知書

年 月 日

主務大臣 殿

年 月 日付で認定をした新技術等実証計画については、下記のとおり変更を指示します。

記

1. 変更の指示の内容  
2. 変更を指示する理由  
3. 認定新技術等実証計画委員会からの意見の概要

【備考】  
用紙の欠き方は、日本産業界第A4とする。

【記載事項】  
左記特例措置法第11条第4項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十七（第9条関係）

**様式第十七**（第9条関係） 認定新技術等実証計画の認定取扱い通知書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付にて認定された新技術等実証計画については、下記の理由により認定を取り消します。

理 由

1. 認定を取り消す理由  
 2. 審議等実施機関審査委員会からの意見の概要

（備考）  
 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載事項）  
 生活性向上特別審査法第13条第2項又は第3項のうち、認定の取扱いの理由となつていしものを具体的に記載する。

様式第十八（第9条関係）

**様式第十八**（第9条関係） 認定新技術等実証計画の認定取消しの公表

1. 認定の取消しをした年月日  
 2. 認定を取り消した新技術等実証計画の事業者の名称  
 3. 認定を取り消した新技術等実証計画の内容  
 4. 認定取消しの理由

（記載事項）  
 認定を取り消された新技術等実証計画の事業者の名称に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十九（第10条関係）

（略）  
様式第二十（第11条関係）

**様式第二十**（第11条関係） 革新的ゲーム産業実証計画の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付にて認定申請について、生活性向上特別審査法第22条第4項の規定に基づき、関係各号のいずれにも適合するものであることを認定します。

理 由

1. 認定をした年月日  
 2. 申請者の名称及び代表者の氏名  
 3. 申請者の住所  
 4. 革新的ゲーム産業実証計画の概要（税制適用の有無を含む。）

（備考）  
 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。  
 2. 申請のあった認定申請書及び関係の写しを添付する。

様式第二十一（第11条関係）

**様式第二十一**（第11条関係） 革新的ゲーム産業実証計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付にて認定申請のあった革新的ゲーム産業実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

理 由

不認定の理由

（備考）  
 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載事項）  
 生活性向上特別審査法第22条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第二十二（第1条関係）

様式第二十二（第1条関係）

認定革新的ゲーマー産業活用計画の概要の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定革新的ゲーマー産業活用事業者の名称
3. 認定革新的ゲーマー産業活用計画の概要
4. 個人情報保護委員会に届議をした場合については、当該届議の概要

（備考）  
届紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載要領）  
7.3. 認定革新的ゲーマー産業活用計画の概要、中、認定革新的ゲーマー産業活用事業者の事業上の届紙に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十三（第1条関係）  
（略）  
様式第二十四（第1条関係）

様式第二十四（第1条関係）

革新的ゲーマー産業活用計画の変更の認定書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付の認定申請書について、生活性向上特別措置法第22条第4項の規定に基づき、届紙各号のうちにも該当するものがあることを認定します。

記

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の申請書の名称及び代表者の氏名
3. 変更後の申請書の届紙
4. 変更後の革新的ゲーマー産業活用計画の概要

（備考）  
1. 届紙の大きさは、日本標準規格A4とする。  
2. 申請があった変更認定申請書の写しを添付する。

様式第二十五（第1条関係）

様式第二十五（第1条関係）

認定革新的ゲーマー産業活用計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付で変更認定申請のあった認定革新的ゲーマー産業活用計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）  
届紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載要領）  
生活性向上特別措置法第22条第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

様式第二十六（第1条関係）

様式第二十六（第1条関係）

変更後の認定革新的ゲーマー産業活用計画の概要の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定革新的ゲーマー産業活用事業者の名称
3. 変更後の認定革新的ゲーマー産業活用計画の概要
4. 個人情報保護委員会に届議をした場合については、当該届議の概要

（備考）  
届紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載要領）  
7.3. 変更後の認定革新的ゲーマー産業活用計画の概要、中、認定革新的ゲーマー産業活用事業者の事業上の届紙に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十七（第13条関係）

様式第二十七（第13条関係）

認定事業的グループ産業活用計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付で認定をした事業的グループ産業活用計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

- 1. 変更の指示の内容
- 2. 変更を指示する理由

（備考）

簡紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載事項）

- 1. 生活性向上特別措置法第23条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。
- 2. 審判的審査活動評価委員会に意見を聴いた場合においては、当該意見の概要を、変更を指示する理由に添えて記載する。

様式第二十八（第14条関係）

様式第二十八（第14条関係）

認定事業的グループ産業活用計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 様

年 月 日付で認定をした事業的グループ産業活用計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

簡紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載事項）

- 生活性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十九（第14条関係）

様式第二十九（第14条関係）

認定事業的グループ産業活用事業計画の認定取消しの公表

- 1. 認定取消しをした年月日
- 2. 認定を取り消された事業的グループ産業活用事業者の名称
- 3. 認定取消しの理由

（備考）

簡紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載事項）

- 1. 生活性向上特別措置法第23条第2項及び第3項のうち、認定取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
- 2. 「3」：認定取消しの理由が、事業的グループ産業活用事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを当該の経路として記載しない。

様式第三十（第15条関係）  
（略）

様式第三十一 (第15条関係)

**様式第三十一 (第15条関係)**  
安全管理に係る確認書

年 月 日

所 属 主務大臣 氏

年 月 日付の確認申請について、生活性向上特別措置法第26条第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

1. 確認をした年月日
2. 申請者の名称及び代表者の氏名
3. 申請者の住所
4. 認定業務のサービス業務利用計画の概要

〔備考〕  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第三十二 (第15条関係)

**様式第三十二 (第15条関係)**  
安全管理に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

所 属 主務大臣 氏

年 月 日付で確認申請のあった特定業務的サービス業務に係るデータの安全管理については、下記の理由により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

〔備考〕  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

〔記載事項〕  
生活性向上特別措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十三 (第16条関係)

(略) 様式第三十四 (第16条関係)

**様式第三十四 (第16条関係)**  
安全管理の変更に係る確認書

年 月 日

所 属 主務大臣 氏

年 月 日付の変更確認申請について、生活性向上特別措置法第26条第1項に規定する安全管理に係る基準に適合するものであることを確認します。

記

1. 変更確認をした年月日
2. 変更後の申請者の名称及び代表者の氏名
3. 変更後の申請者の住所
4. 変更後の認定業務的サービス業務利用計画の概要

〔備考〕  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第三十五 (第16条関係)

**様式第三十五 (第16条関係)**  
安全管理の変更に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

所 属 主務大臣 氏

年 月 日付で変更確認申請のあった特定業務的サービス業務に係るデータの安全管理については、以下により確認をしないものとします。

記

確認をしない理由

〔備考〕  
用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

〔記載事項〕  
生活性向上特別措置法第26条第1項に規定するデータの安全管理に係る基準のうち、確認をしない理由を具体的に記載する。

様式第三十六（第17条関係）

機密保持人（第17条関係）

安全管理に関する調査結果通知書

年 月 日

宛

代表者の氏名

印

年 月 日付付で調査の対象のあったデータの安全管理に係る調査の結果について、生産性向上特許特許法（以下「法」という。）第2条第4項の規定に基づき、以下のとおり通知します。

事業者名	
調査の対象の組織名	
調査結果	
その他調査事項	

- 【備考】
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
  2. 「調査対象の組織名」の欄には、法律2条第3項、第2条第3項又は第2条第3項の1で採り入れられた。
  3. 各項目に記載欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「詳細のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第三十七（第18条関係）  
(略)

様式第三十八（第18条関係）

機密保持人（第18条関係）

国の機関等の保有するデータ提供決定通知書

年 月 日

宛

大臣 氏

年 月 日付付で求められた国の機関等の保有するデータの提供結果について、生産性向上特許特許法（以下「法」という。）第2条第4項（第4項）の規定に基づき、以下のとおり通知することとなりますので、通知します。

1. 提供するデータの概要

(1) 提供するデータの名称及び提供の目的	
(2) 提供するデータの名称及び提供の目的	

2. データの提供方法

(1) データ形式	
(2) データの提供方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 提供媒体 <input type="checkbox"/> CD-ROM <input type="checkbox"/> DVD-ROM <input type="checkbox"/> 外部記憶装置 <input type="checkbox"/> 外部ストレージデバイス等</li> <li>2) 提供方法 <input type="checkbox"/> 印刷 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> FTP <input type="checkbox"/> WWW <input type="checkbox"/> 専用ネットワーク等</li> <li>3) 提供手段 <input type="checkbox"/> 直接提供 <input type="checkbox"/> 間接提供 <input type="checkbox"/> その他</li> </ul>

3. データの提供に要する期間 \_\_\_\_\_

4. 提供すべき資料の種 \_\_\_\_\_

5. 手数料を減額又は免除した額 \_\_\_\_\_

6. 手数料を減額又は免除した理由  
(注) 手数料の減額又は免除をした場合は、その額を納付すること。

7. その他データの提供に当たって必要な事項

8. 担当課等  
担当課長： \_\_\_\_\_  
電話番号： \_\_\_\_\_

- 【備考】
1. 「大臣（氏）」は、法律2条第4項の規定による場合には主務大臣とし、同条第4項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長とす。同条1項の規定による場合には主務大臣以外の機関等、又は主務大臣、関係行政機関の長及び関係機関の長とする。
  2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第三十九（第18条関係）

**様式第三十九**（第18条関係）

国の機関等に保有するデータ提供開始通知書

年 月 日

宛 先

大 阪 府

年 月 日

目付で表めた国等の機関又は公共機関等に保有するデータの提供開始について、当該国等の特例措置法（以下「国」といふ。）第26条第5項（第7項）の規定に基づき、下記の趣旨により提供することとしますので、通知します。

趣 旨

データを提供しない理由

（備考）

1. 「大 阪 府」は、当該第4条第5項の規定による場合には主務大臣とし、同条第7項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長とす。同条12項の規定による場合には主務大臣及び関係機関等、又は主務大臣、関係行政機関の長及び関係機関等の連名とする。

2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載要領）

関係しない理由を具体的に記載する。

様式第四十（第18条関係）

**様式第四十**（第18条関係）

国の機関等に対するデータ提供開始要請通知書

年 月 日

宛 先

大 阪 府

年 月 日

目付で表めた国等の機関等に保有するデータの提供開始について、当該国等の特例措置法（以下「国」といふ。）第26条第4項（第6項）の規定に基づき、下記のとおり、要請を実施しますので、通知します。

趣 旨

データ提供の要請先

1. データ提供の要請先は公共機関等の名称

2. データ提供の要請を実施した年月日

（備考）

1. 「大 阪 府」は、当該第4条第4項の規定による場合には主務大臣とし、同条第7項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長とす。

2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第四十一（第18条関係）

**様式第四十一**（第18条関係）

国の機関等に対するデータ提供の要請不実施通知書

年 月 日

宛 先

大 阪 府

年 月 日

目付で表めた国等の機関又は公共機関等に保有するデータの提供開始について、当該国等の特例措置法第26条第5項（第7項）の規定に基づき、下記の趣旨により要請を行わないこととしますので、通知します。

趣 旨

要請不実施の理由

（備考）

1. 「大 阪 府」は、当該第4条第4項の規定による場合には主務大臣とし、同条第7項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長とす。

2. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

（記載要領）

要請しない理由を具体的に記載する。

様式第四十二（第19条関係）  
（略）

様式第四十三 (第21条関係)

様式第四十三 (第21条関係)

認定新技術等事業計画の実施状況説明書

年 月 日

主務大臣 長 官

住 所  
番 号  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた新技術等事業計画の実施状況を下記のとおり報告します。

第 1 新技術等事業の目標の実施状況

第 2 実施した新技術等事業の内容及び進捗の状況

(備考)

1 主務大臣の指示に応じ、必要の書類を提出すること。

2 附録の大きさ又は、日本郵政特許収入4を下す。

3 附録の特許権等(通商手続)で新技術等事業を実施する場合には、この報告書に併せて、新技術等事業関係規定に添付請求を所管する主務大臣から規制の特許権等の進捗状況について報告を受ける場合がある。

(記載事項)

1 新技術等事業の目標の実施状況は数値に基き、また、報告を予定しているデータ及び報告期間に基き。

2 「又。」には新技術等事業の実施開始からの進捗状況を数値に基き。

様式第四十四 (第21条関係)

様式第四十四 (第21条関係)

認定新技術等事業計画の実施状況説明書

年 月 日

主務大臣 長 官

住 所  
番 号  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた新技術等事業計画の実施状況を下記のとおり報告します。

第 1 新技術等事業の目標の実施状況

第 2 実施した新技術等事業の内容及び進捗の状況

(備考)

1 主務大臣の指示に応じ、必要の書類を提出すること。

2 附録の大きさ又は、日本郵政特許収入4を下す。

3 附録の特許権等(通商手続)で新技術等事業を実施する場合には、この報告書に併せて、新技術等事業関係規定に添付請求を所管する主務大臣から規制の特許権等の進捗状況について報告を受ける場合がある。

(記載事項)

1 新技術等事業の目標の実施状況

2 実施した新技術等事業の内容については、数値により、認定新技術等事業関係規定が実施した期間について、附録の特許権等(通商手続)に添付請求を所管する主務大臣から規制の特許権等の進捗状況について報告を受ける場合がある。

別表

認定	計画	進捗
認定新技術等事業		

様式第四十五 (第21条関係)

(略)

様式第四十六 (第21条関係)

(略)

様式第四十七 (第22条関係)

様式第四十七 (第22条関係)

(表)

第 号	生業関係の特許権(第30条)の権利による出入履歴
号 氏 名	通商手続 届出及び氏名 生年月日 年 月 日 上記の権利は、生業関係の特許権(第30条)の権利により、出入履歴をすることができると認められます。
年 月 日	主務大臣 印

(備考)

1 生業関係の特許権(第30条)の権利による出入履歴

2 第1項の規定による出入履歴を申請し、関係者のために認められたものと見做して認められない。

3 第1項の規定による出入履歴を申請し、関係者のために認められたものと見做して認められない。

4 第30条 次の特許権の権利を行使するときは、その権利行使した者は、30日以内以下の権利行使する。

5 第30条第1項の規定による権利行使を、第1項又は第2項の規定による権利行使を認め、第1項又は第2項の規定による権利行使を認めない。

(備考) 附録の大きさ又は、日本郵政特許収入7を下す。